

植物育成者権に係る植物品種の審査に関する協力覚書  
(仮訳)

日本国農林水産省輸出・国際局知的財産課（以下「日本側当局」という。）と英国植物品種権事務所（以下「英国側当局」という。）（以下、総称して「各締結国」という。）は、以下のとおり共通の認識に達した。

1

- (1) 日本側当局は、英国側当局の書面による要請に応じて、1991年3月19日にジュネーブで最後に改正された植物の新品種の保護に関する国際条約(以下「UPOV条約」という。)に沿って実施された、日本側当局に出願された植物品種育成者権に係る審査結果を英国側当局に提供する。
- (2) 英国側当局は、日本側当局の書面による要請に応じて、UPOV条約に沿って実施された、英国側当局に出願された植物品種育成者権に係る審査結果を日本側当局に対し、提供する。
- (3) 審査結果が適当な場合には、受入国における実地試験に代えて使用することができる。
- (4) 英国側当局に出願され、英国側当局に審査を実施する能力がない場合、英国側当局は日本側当局に審査を実施するよう要請することができる。日本当局が審査を実施することに同意した場合、審査の結果は英国当局に提供される。
- (5) 日本側当局に出願され、日本側当局に審査を実施する能力がない場合、日本側当局は英国側当局に審査を実施するよう要請することができる。英国当局が審査を実施することに同意した場合、審査の結果は日本当局に提供される。
- (6) 日本側当局と英国側当局は、審査結果提供に関するUPOVの手続に変更があった場合には本覚書の見直しを行うこととする。このとき、本覚書修正案を相互に提案し、6の(3)を適用させることとする。

2

- (1) 1については、審査を実施する当局のテストガイドラインに従う。
- (2) 資料1のとおり、日本側当局と英国側当局との間でテクニカルパートナーシップが締結される。

3

- (1) 1に従って相手国当局に対して審査結果を提供する場合に使用する文書は、UPOV条約第12条に基づいて制定されたテストガイドラインの手順書「DUS栽培試験における経験と協力」(TGP/5)第6「UPOV審査結果報告書及びUPOV品種記述書」に規定される様式に基づくものとする。
- (2) 1に従って提供する審査結果は、英語で作成される。

4

- (1) 1の(1)及び1の(2)について、報告書を提供する当局は、適正なコストを賄うために料金を課すことができる。UPOVがDUS報告書について推奨する標準費用を最大値として考慮する。
- (2) 1の(4)及び1の(5)について、DUS栽培試験の委託は、全費用を回収する料金とする。

5

- (1) 受領側当局は、他方の当局から提供された審査結果を当該当局における植物品種に係る審査以外の目的で使用しない。
- (2) 受領側当局は、当該審査結果を第三者に開示又は提供しない。
- (3) 本項は、受領側当局に適用される法律及び規則の適用を妨げるものではない。

6

- (1) 英国側当局と日本側当局は、本覚書に基づく協力を2025年2月14日から開始する。連合王国農業漁業食糧省植物品種権監督官と農林水産省種苗課長の間で署名され、1997年6月30日に発効した品種の審査の国際協力に関する申合せが、ここに廃止され、本覚書によって完全に置き換えられることを認める。
- (2) 本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、双方の協議の上で解決する。
- (3) 本覚書は、双方の同意により修正される。本覚書を廃止するときは相手当局側へ1ヶ月前までに書面にて通知することとする。
- (4) 本覚書は、国際協定又は条約ではないため、本覚書の各締結国に対して、それぞれの法律及び規則、又は国際法に基づいて法的に拘束力のある権利、関係又は義務を設けさせるものではない。
- (5) 本覚書は、二国間協定又は多国間協定に基づく各締結国の権利又は法的義務に影響を与えるものではない。
- (6) 本覚書は、第三者の権利及び義務又は本覚書の各締結国が本覚書に記載された事項に関して、取決め又は合意を締結する権利に影響を及ぼすものではない。

農林水産省輸出・国際局  
知的財産課長

英国植物品種権事務所  
植物品種権監督官

署名： \_\_\_\_\_

署名： \_\_\_\_\_

日付：

日付：